

川越市在宅心身障害者手当支給条例施行規則の一部改正（案）の概要について

平成 30 年 3 月

福祉部 障害者福祉課

1 趣 旨

川越市在宅心身障害者手当の受給資格として、一定の施設に入所されていないことが支給要件の1つとなっておりますが、申請者（受給者）の施設への入所状況について関係機関・部署に照会し、確認することで適正な支給事務を実現しようとするものです。

2 改正の内容

第三条各号で規定している川越市在宅心身障害者手当受給資格認定申請書（様式第一号）の同意欄について、下記のとおり追加・修正を行うものです。（追加・修正箇所については、下線を付してあります。）

（改正案）

※川越市在宅心身障害者手当の支給に当たって、市町村民税の課税状況及び川越市在宅心身障害者手当支給条例第三条第三号に規定する施設への入所状況について、関係機関・部署に照会し、確認することに同意します。

（現行）

※川越市在宅心身障害者手当の支給に当たって、市町村民税の課税状況について、本市関係機関・部署に照会し、確認することに同意します。

3 施行予定日

平成 30 年 6 月 1 日

【参考】川越市在宅心身障害者手当支給条例施行規則（抜粋・現行）

昭和 58 年 3 月 25 日

規則第九号

（条例第三条第三号の規則で定める施設）

第二条 条例第三条第三号の規則で定める施設は、次のとおりとす

る。

一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五条第六号に規定する療養介護を行う病院(療養介護を行う病床に限る。)

二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条十一項に規定する障害者支援施設

三 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第三十七条に規定する乳児院又は同法第四十一条に規定する児童養護施設

四 児童福祉法第四十二条に規定する障害児入所施設

五 児童福祉法第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設におけると同様な治療等を行う同法第六条の二の二第三項に規定する指定発達支援医療機関

六 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成十四年法律第百六十七号)第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設

七 独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関又は社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二条第三項第九号に規定する事業を行う施設であつて、進行性筋萎縮症者を収容し、必要な治療、訓練及び生活指導を行うもの

八 厚生労働省組織規則(平成十三年厚生労働省令第一号)第六百四十九条の規定により置かれる国立保養所

九 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第百二十七号)附則第四条第二項において準用する場合を含む。))においてその例による場合を含む。)第三十八条第二項に規定する救護施設又は同条第三項に規定する更生施設

十 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第一項に規定する病院又は同条第二項に規定する診療所であつて、法令の規定に基づく命令(命令に準ずる措置を含む。)により入院し、又は入所した者について治療等を行うもの

十一 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第二十条の四に規定する養護老人ホーム又は同法第二十条の五に規定する特別養護老人ホーム